

変動金利型定期預金 < 複利型 >

1. 商品名 (愛称)	<ひろぎん> 変動金利型定期預金 愛称: ベル																					
2. 販売対象	個人																					
3. 期 間	3年 預入時のお申し出により自動継続 (元金成長または利息受取) の取扱いができます。																					
4. 預 入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	一括預入 100 円以上 1 円単位																					
5. 払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。																					
6. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預入金額 100 円以上 300 万円未満 預入後の 6 ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から 6 ヶ月毎に当行が預入の際に提示する、スーパー定期の 6 ヶ月ものを指標とした利率変更方法により適用金利を変更します。 ・ 預入金額 300 万円以上 1,000 万円未満 預入後の 6 ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から 6 ヶ月毎に当行が預入の際に提示する、スーパー定期 300 の 6 ヶ月ものを指標とした利率変更方法により適用金利を変更します。 ・ 預入金額 1,000 万円以上 預入後の 6 ヶ月間は預入時の店頭表示の利率を適用し、預入日から 6 ヶ月毎に当行が預入の際に提示する、自由金利型定期預金 (大口定期) 6 ヶ月ものを指標とした利率変更方法により適用金利を変更します。 <p>満期日以後に一括して支払ます。 付利単位を 1 円とした 1 年未満は、1 年を 365 日とする日割による計算 (6 ヶ月毎の複利計算)</p>																					
7. 手 数 料	なし																					
8. 付加できる 特 約 事 項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合口座の担保とすることができます。なお、貸越利率は担保定期預金の約定利率に 0.5% 上乗せした利率です。 ・ マル優の取扱いができます。 																					
9. 中途解約時の 取 扱 い	<p>満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率 (小数点第 4 位以下切り捨て) により計算した利息とともに払い戻します。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th colspan="6">預入期間</th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;"></th> <th style="width: 12.5%;">6ヶ月未満</th> <th style="width: 12.5%;">6ヶ月以上 1年未満</th> <th style="width: 12.5%;">1年以上 1年半未満</th> <th style="width: 12.5%;">1年半以上 2年未満</th> <th style="width: 12.5%;">2年以上 2年半未満</th> <th style="width: 12.5%;">2年半以上 3年未満</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th style="width: 15%;">当初約定期間 3年</th> <td>普通預金</td> <td>40%</td> <td>50%</td> <td>60%</td> <td>70%</td> <td>90%</td> </tr> </tbody> </table>		預入期間							6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上 2年半未満	2年半以上 3年未満	当初約定期間 3年	普通預金	40%	50%	60%	70%	90%
	預入期間																					
	6ヶ月未満	6ヶ月以上 1年未満	1年以上 1年半未満	1年半以上 2年未満	2年以上 2年半未満	2年半以上 3年未満																
当初約定期間 3年	普通預金	40%	50%	60%	70%	90%																
10. 金融商品販売法 における重要事項	預金保険制度の対象であり、預金保険の範囲内で保護されます。																					
11. その他参考と なる 事 項	満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。																					
12. 紛争に関する事項	<p>本取引にかかる当行と提携している指定紛争解決機関の名称ならびに連絡先は次の通りです。</p> <p style="margin-left: 40px;">名称 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0 5 7 0 - 0 1 7 1 0 9 または 0 3 - 5 2 5 2 - 3 7 7 2</p>																					